

第14回 特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議 議事要旨

1 日時

令和8年9月9日（水）15:00～17:19

2 場所

法務省地下1階大会議室

3 出席者

（1）有識者

高橋座長、山川座長代理、市川委員、黒谷委員、是川委員、佐久間委員、進藤委員、末松委員（代理出席）、菅村委員、鈴木委員、富田委員、中嶋委員、花山委員、山脇委員

（2）関係省庁

（出入国在留管理庁）

内藤次長、是木審議官、菱田政策課長、梅原特定技能・技能実習運用企画室長

（厚生労働省）

青山統括官、盛谷審議官、高松参事官（海外人材育成担当）、
安藤外国人雇用対策課長

（外務省）

権田文化交流・海外広報課長

（財務省）

白鳥総務課たばこ塩事業室長

（文部科学省）

井手日本語教育課課長補佐

（農林水産省）

新藤食品製造課長、森外食・食文化課長

（経済産業省）

廣瀬製造産業戦略企画室室長補佐

（国土交通省）

勘場航空ネットワーク企画課長、岡村国際市場課国際展開推進官、二瓶旅客課参事官

（水産庁）

久納加工流通課長、今治企画課水産業体質強化推進室長

（外国人技能実習機構）

根岸理事

4 議事

- 出入国在留管理庁から、資料 1 に基づき、特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針の閣議決定について報告があった。
- 出入国在留管理庁、厚生労働省、国土交通省、経済産業省及び水産庁から、資料 2 に基づき、令和 7 年度有識者会議のフォローアップについて報告があり、議論を行った。
- 出入国在留管理庁及び厚生労働省から、資料 3－1、資料 3－2 及び資料 3－3 に基づき、特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針の改正に向けた作業開始について説明があり、議論を行った。
- 出入国在留管理庁及び農林水産省から、資料 4－1、資料 4－2 及び資料 4－3 に基づき、特定技能「外食業分野」における在留資格認定証明書交付の一時停止措置について報告があり、議論を行った。

5 有識者からの質問・意見

【令和 7 年度有識者会議のフォローアップについて】

（国内人材確保の取組）

- 国内人材確保の取組については、賃金水準、賃金上昇率、離職率等の業界横断的に比較可能な指標を活用し、各分野における国内人材確保の取組状況を客観的かつ定量的に評価できる仕組みを検討されたい。

（大都市圏集中防止のための取組）

- モニタリング指標の設定については、特定技能の地方比率を基準指標とし、当該比率を下回る場合には地方配慮施策を強化・拡充する仕組みを検討すべき。また、大都市圏と地方との人材バランスを判断するための指標について、育成就労制度の開始までに明示すべき。
- 1 号特定技能外国人の地域間移動状況及び分野間の転職状況について、継続的に資料を更新し、有識者会議資料としていただきたい。

（自動車運送業分野）

- 日本語能力要件の見直しに当たっては、接客業務や非常時の案内・避難誘導等において一定の日本語能力が求められることを踏まえ、離島・半島地域における A 2. 2 適用の場合を含め、外国人労働者の日本語能力向上に向けた取組を引き続き推進されたい。
- 自動車運送業分野における外国人材の円滑な受入れについて、前提として日本での運転免許の取得が必要であり、自動車教習所の現場からは多言語対応の負担が大きいという声がある。業務に関わる教育はもちろん、関係業所管省庁とも連携のうえ、運転免許取得に係る教育・訓練体制の充実及び多言語対応に必要な予算の確保と支援の強化をお願いしたい。
- 働きやすい職場認証制度の認証事業者数について、半島・離島地域に所在する事業者数の内訳を教えてほしい。

(技能評価試験について)

- 専門家会議において適正性が確認された新たな特定技能評価試験について、その実施時期を明確に示していただきたい。
- 特定技能制度における技能試験の適正性の確保は重要であることから、試験方針において原則とされている製作等作業試験に代わる計画立案等作業試験や判断等試験の導入について、準備が整い次第、可能な限り早期に実施されたい。
- 特定技能2号評価試験については、2号特定技能外国人に求められる技能水準及び質を適切に担保する観点から、分野横断的な技能水準や評価基準の整理を行うとともに、試験の公平性及び透明性が確保されているか継続的に検証されたい。また、当該状況については、本有識者会議に定期的に報告されたい。
- 特定技能1号評価試験についても、適切な専門性を担保する観点から試験内容の妥当性を確保されたい。

(外国人の受入れと共生社会の取組)

- 多文化共生施策については、外国人材の増加に伴い自治体の財政負担が増大していることから、全国的な実態調査を実施し、必要な事業費を把握すべき。
- 地方自治体が地域の実情に応じた取組を実施できるよう、多文化共生施策に係る国予算を見える化するとともに、十分な財政支援を確保すべき。

(日本語試験)

- 日本語能力試験については、試験会場の確保・拡充に加え、受験申込みが早期に締め切られる事態となることのないよう受験体制の充実を図り、地方を含めた受験機会が制度運用上のボトルネックとならないよう対応されたい。
- 日本語能力試験については、地方における受験機会の確保が外国人材の受入れ及び定着に重要であることから、地域間の受験環境格差の是正に向け、地域における試験会場の追加等について検討されたい。
- 日本語能力試験について、特定技能制度において認められる試験範囲及び運用状況を明確に示されたい。また、J L P Tの受験希望者が増加し、受験機会の確保が課題となっていることを踏まえ、J F T－B a s i c及びJ L P T以外の試験の活用可能性も含め、受験機会の拡大に向けた検討状況を伺いたい。

【特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針の改正に向けた作業開始について】

(全般)

- 工業製品製造分野、漁業分野及び航空分野への業務区分追加について、異論はない。なお、受入れに当たっては、業界団体及び関係省庁の責任の下で、外国人材の安全確保や適切な労務管理の実施状況を把握し、十分な支援を行われたい。
- 新たな業務区分の追加により対象業務の範囲が拡大することから、当該分野で必要な就業者数は増加すると思われる。これに応じて、人手不足数等を改めて算定し、受入れ見込数を適切に精査することが必要ではないか。

- 分野・業務区分等の追加に係る検討に当たり、国内人材確保の取組状況、生産性向上の取組状況及び労働災害の発生状況等を示す客観的指標について、次回以降の会議において資料として提示されたい。
- 外国人材の受入に当たっては、国内人材確保に向けた取組の実効性を確認できるよう、求人募集の状況のみならず、実施した確保策の内容及びその結果を可能な限り定量的に示されたい。その上で、なお生じている人材不足の実態を明らかにし、外国人材受入の必要性を客観的に説明されたい。
- 外国人材のキャリア形成や転籍の観点から、業務区分及び主たる業務の設定に当たっては、外国人の立場に立ち、キャリアパスが確保されるよう配慮されたい。また、主たる業務の設定が転籍の制約とならないよう、制度運用について十分に検討されたい。さらに、外国人本人のキャリアパスや特定技能 2 号への移行可能性が見通せる制度設計とするとともに、省庁横断的な視点から、労働者の立場に立った分かりやすく公平な制度運用を検討されたい。
- 分野、業務区分及び主たる業務の関係性や、それぞれの追加・変更が制度運用に与える影響について整理した資料を作成し、議論しやすい資料構成となるよう工夫してほしい。

(工業製品製造業分野)

- 板ガラス加工とガラス溶融成形の業務区分について、安全教育、品質管理等の共通する業務・技能の有無や、それぞれの事業者数及び就業者数の状況、日本人労働者の業務間異動・転職の実態等を示されたい。

(航空分野)

- 航空分野における受入れ見込数について、特定技能の受入れ見込数を 300 人減らす一方で、育成就労の受入れ見込数を 300 人増やす考え方の妥当性を明らかにされたい。また、当面は特定技能による受入れを着実に進め、その実績や効果を踏まえた上で段階的に制度運用を検討されたい。
- 空港ハンドリング業務区分について、航空分野の他の業務区分と比較した場合の事業規模や対象事業者数等の実態を示されたい。また、対象となる就業先が限定的である場合には、転籍機会の確保等に配慮した制度運用について検討されたい。

(漁業分野)

- 水産物産地卸売市場業を追加するに当たっては、既存の漁業分野及び水産加工業との業務範囲の違いを明確化されたい。また、対象となる事業者・事業所の範囲や対象業務の担い手を具体的に示すとともに、漁業協同組合、卸売事業者及び水産加工事業者の対象業務について、現場で判断可能な基準で明確な線引きを示してほしい。
- 水産物産地卸売市場業の追加に当たっては、人手不足の実態を客観的に把握できるよう、全国の産地卸売市場数、対象となる事業者数、求人件数、欠員数等のデータを示されたい。

- 水産物産地卸売市場業について、産地卸売市場に限定する理由及び大都市圏の卸売市場を対象外とする理由を明らかにされたい。また、当該区分の設定が地方の人材定着を目的とした運用となっていないかとの観点も含め、説明されたい。

(飲食料品製造業分野)

- 塩製造業を対象に追加する必要性について、単に有効求人倍率のみならず、対象事業者数、受入れ要望の内容及び規模、人材不足の実態等の根拠を明らかにされたい。また、当該業種における具体的な人材需要及び必要な受入れ数について資料を提示されたい。

【特定技能「外食業分野」における在留資格認定証明書交付の一時停止措置について】

- 外食業分野における受入れ停止に伴う企業への影響を踏まえ、受入れ停止前に申請された案件については、企業への影響に十分配慮した柔軟な運用を検討されたい。
- 特定技能外国人の受入れ人数については、企業の採用決定から入社までに半年以上を要する実態を踏まえ、制度の安定的かつ予見可能性の高い運用を図る観点から、現行より高い頻度で公表するとともに、育成就労制度についても同様に検討されたい。
- 今後の受入れ停止に当たっては、事業者が採用計画を適切に立てられるよう十分な周知期間を設けるとともに、人手不足の実態を踏まえた受入れ見込数の増加について検討されたい。
- 閣議決定からわずか約2か月での受入れ停止は行政のミスと言える状況であり、市場に大きなサプライズを与えた。特定技能外国人の受入れ停止については、制度の予見可能性及び信頼性を確保する観点から、受入れ見込数の設定・見直しの在り方について検証し、本有識者会議において受入れ状況や雇用情勢に関する定期的な報告及び議論の機会を設けることを検討されたい。
- 受入れ停止の出口戦略については、事業者及び外国人材の予見可能性の確保及び計画的な人材育成への影響に十分配慮されたい。また、育成就労制度の趣旨を損なうことのないよう、育成就労から特定技能への移行に係る受入れ見込数の取扱いについてもこれを受入れ見込数の外部に置くなど適切に対応されたい。
- 受入れ停止措置が事業者及び外国人材に与えた影響について、早期に実態を把握・検証の上、その結果を報告されたい。また、その結果を踏まえ、必要に応じて受入れ見込数の見直しを含む対応策を検討するとともに、他分野において上限到達が見込まれる場合についても、状況を精査し、有識者会議等を通じて対策を検討されたい。
- 受入れ見込数の上限到達に伴う措置については特段の異議はない。ただし、その要因を詳細に分析するとともに、国内人材確保の取組内容及び成果を定量的に示されたい。
- 外国人材の受入れが国内人材確保や処遇改善に代わる安易な選択とならないよう、現行制度の運用実態や国内人材確保の取組状況と成果を十分に検証した上で、必要な対応を検討されたい。

以上